

仙台市水道事業基本計画検討委員会設置要綱

(平成20年9月10日水道事業管理者決裁)

(設置)

第1条 水道事業の今後の基本的方向性を示す「仙台市水道事業基本計画」を策定するにあたり、有識者から意見、助言をいただき計画へ反映させていくことを目的として、仙台市水道事業基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 仙台市水道事業の今後の基本的方向性に関する事項
- (2) その他、仙台市水道事業基本計画策定のため水道事業管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、水道事業に関する有識者のうちから、水道事業管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日(平成20年11月7日)から委員会解散の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は公開とし、会議終了後は、会議の議事要旨を遅滞なく公開するものとする。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見又は説明を聴き、検討に必要な資料の提出を求めることができる。

(解散)

第8条 委員会は、その任務を終了したときは、解散するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、水道局業務部企画財務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成20年11月7日から実施する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。